

佐賀県人事委員会細則第1号

佐賀県人事委員会事務局の副事務局長専決に関する細則（昭和48年佐賀県人事委員会細則第1号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

佐賀県人事委員会委員長 中野哲太郎

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（副事務局長専決事項等）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項に定める事務のほか、副事務局長は、副事務局長以下の職にある者に関する次の各号に掲げる事務を専決することができる。</p> <p>(1) 旅行命令に関する事務</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>（人事主幹専決事項）</p> <p>第3条 人事主幹は、副事務局長が専決することができる事務のうち、副事務局長が定めるものを専決することができる。</p>	<p>（副事務局長専決事項等）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項に定める事務のほか、副事務局長は、副事務局長以下の職にある者に関する次の各号に掲げる事務を専決することができる。</p> <p>(1) 旅行命令<u>及び時間外勤務の命令</u>に関する事務</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>（人事主幹等専決事項）</p> <p>第3条 人事主幹<u>又は係長</u>は、副事務局長が専決することができる事務のうち、副事務局長が定めるものを専決することができる。</p>

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。